

かつしか 区議会だより

第2回定例会

6月	5日	本会議（一般質問等） 常任委員会（保健福祉） 特別委員会（都市基盤整備）
	6日	本会議（一般質問、議案の付託）
	7～12日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	14～16日	特別委員会（地方分権・行革、危機管理 対策、都市基盤整備）
	20日	議会運営委員会
	21日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

No.232 平成29年（2017年）7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



水元公園のハナショウブ園 ※平成29年6月撮影

ギャンブル等依存症対策の 抜本的強化を求める意見書を可決

今回の定例会では8名の議員から区政一般質問が行われました。
また、平成29年度一般会計補正予算（第1号）をはじめ

とする区長提出議案等29件と、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案3件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

（件名の下の方は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は4面に掲載）

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

国会及び政府に対し、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組みよう、次の事項の実施を強く求める。

- ①公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めないことから、ギャンブル等依存症対策の企画立案、公営ギャンブル等の規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- ②3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
- ③アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。

ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

指定給水装置工事業者制度に更新制の導入を求める意見書

政府に対し、建設業と同様に現行制度に更新制を導入するなど、次の事項の実施について強く求める。

- ①指定給水装置工事業者の指定を更新制とすること。
- ②水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

地域の実情に応じた運用できる「民泊」の法制化を求める意見書

国会及び政府に対し、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立、並びに地域の実情に合わせて将来にわたり豊かで住み良い地域の実現に寄与するよう、次の事項の実施を強く求める。

- ①国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して「民泊」制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
- ②「民泊」の運営に関する実態の監視や様々なトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
- ③地域の実情に応じた適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。